

謹んで新年のお慶びを申し上げます
旧年中は格別のご厚情にあずかり
心より御礼申し上げます
子年には増えるという意味があり
相場格言でも子は繁栄とされて
いるそうです

本年が皆様にとりてさらなる
繁栄の年となりますよう

お祈り申し上げます

令和二年 元旦

社労士 鶴留 舞



健康保険の扶養者に国内居住要件が求められます

◆外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020 年4月 1 日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

◆法律の条文（改正後の健康保険法第3条7項）

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（※1）をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者（※2）は、この限りでない。1号～4号 略

◆日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記※1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 日本からの海外赴任に同行する家族
- ③ 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者（海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）
- ④ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者（ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）
- ⑤ その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

◆日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記※2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

- ① 「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等（人間ドックの受診者等を含む）及び同伴者に対し発給されるものです。
- ② 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者（富裕層を対象とした最長1年のビザ）

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020 年4月 1 日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記※1、※2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されましたが、それは上記※2と同様に判定されます。

運転中の「ながらスマホ」が厳罰化



◆改正道路交通法が施行

令和元年12月1日から改正道路交通法が施行され、運転中の「ながらスマホ（スマートフォン）」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホや携帯電話で通話をしたり、画面を見る・操作するなどの「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあり、死亡事故が発生するなどの事態を受けたものです。

改正により、罰則は以下のようにになりました。反則金はより高額に、違反点数はこれまでの3倍に、そして事故を起こした場合は免許停止処分となります。

【携帯電話の使用等（保持）：通話（保持）・画像注視（保持）】

- ・罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・反則金：普通車の場合、18,000円
- ・違反点数：3点

【携帯電話の使用等（交通の危険）：通話（保持）・画像注視（保持）・画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為】

- ・罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・反則金：適用なし、非反則行為となり罰則（懲役刑又は罰金刑）が適用
- ・違反点数：6点（免許停止）



進めていますか？
36 協定締結&作成

◆「ながらスマホ」の危険性

警察庁によると、平成30年中の携帯電話使用等に係る交通事故件数は2,790件で、過去5年間で約1.4倍に増加しており、カーナビ等を注視中の事故が多く発生しています。また、携帯電話使用等の場合には、使用なしと比較して死亡事故率（死傷事故に占める死亡事故の割合）が約2.1倍でした。

時速60kmで走行する自動車は2秒間では約33m進みます。「直線だから」、あるいは「一瞬だから大丈夫だろう」という考えが事故につながります。運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、安全な場所に停車してから操作しましょう。

◆企業にできること

運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定することによって、運転中の「ながらスマホ」は避けられます。交通事故はひとの一生を大きく変えてしまう可能性があります。交通事故、免許停止等によって業務に支障をきたす前に、まずは従業員へ今回の改正を周知することが必要です。

また、業務上の運転中に携帯電話等を操作できないようなシステムを構築することも有効です。運転中のスマホ操作を検知するドライブレコーダーや、運転中はスマホが使えなくなるアプリなども発売されています。

【警察庁「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>

◆36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36 協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36 協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

◆「時間外労働の上限規制」がいよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36 協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

◆特別条項締結事業場への集中対応

36 協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36 協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

◆注意点

来年4月1日以降を始期とする36 協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36 協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

1月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

31日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出〔税務署〕
- 給与支払報告書の提出＜1月1日現在のもの＞〔市区町村〕
- 固定資産税の償却資産に関する申告〔市区町村〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未滿、10月～12月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料納付＜延納第3期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕
- 固定資産税に係る住宅用地の申告〔市区町村〕



本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え〔給与の支払者〕



ビジネスモデル特許

ストレスチェックの受検システム「こころVIEW」で
ビジネスモデル特許を取得しました。最初に弁理士に
依頼してからかなり時間がかかりました。
それでも年末に通知を受け取り ホッと安心です。
良い年明けになりました。

9つの士業が集まる会などで弁理士とも会う機会
はありましたが、これまでゆっくり話すことはなかったのが、
今回お互いの仕事をじっくり見て「あなたの仕事、大変
ですね」と二人で笑いました。

鶴留

